

全国生活保護裁判連絡会第16回総会・交流会のご案内

なくそう貧困！ナショナルミニマムの確立を！ ～生活保護裁判連の15年とこれから～

本年の裁判連・総会交流会は、下記2日間の日程で京都で開催されます。貧困の広がりの中、私たちは貧困とどう向かい合うべきか、国際比較からみた日本の貧困、裁判連15年の活動の教訓、反貧困運動の発展方向などを探りながら考えていきたいと思っています。多数のご参加をお待ちしております。

1 日時

- 【第1日】2010年10月2日（土）開場：午後0時30分 開会：午後1時～閉会午後5時
【第2日】2010年10月3日（日）開場：午前9時00分 開会：午前9時30分～閉会午後3時30分

2 会場 キャンパスプラザ京都（JR京都駅下車5分）〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る TEL 075-353-9100

3 参加費・資料代（当日払い） ○参加費 500円 ○資料代 1,000円

4 主なプログラム

【第1日】13:10 記念講演 阿部 彩さん（国立社会保障・人口問題研究所）

「日本の貧困の特徴と今後の生活保障の在り方

～国際比較から見えてくるもの～

15:00 原告リレートーク ①中嶋明子さん（中嶋訴訟原告）

②新宿七夕訴訟原告

③松島松太郎さん（生存権裁判原告）

15:30 基調講演 竹下義樹さん（全国生活保護裁判連絡会事務局長・弁護士）

「生活保護裁判の役割～生保裁判連15年の教訓」

【第2日】9:30 特別講演 木村達也さん（日本弁護士連合会貧困問題対策本部長代行）

「反貧困運動の発展と生活保護裁判運動に期待するもの」

10:15 特別報告（①生存権訴訟・福岡高裁判決、②沖縄・仮の義務付け、
③北九州・違法指導指示事件控訴審判決）

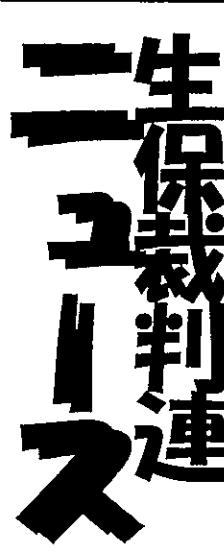
11:00 分科会

（1）稼働能力活用（①岸和田訴訟、②新宿七夕訴訟、③静岡訴訟）

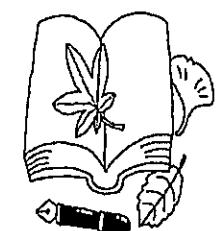
（2）争訟方法（①仮の義務付け、②執行停止、③証拠保全、④審査請求）

（3）保護基準（①貧困の広がりとナショナルミニマム、②生存権福岡高裁判決、
③ナショナルミニマム検討会について）

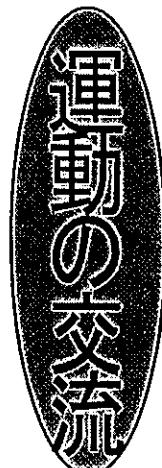
1 いつぱいいつばから弁護士 大井琢
2 いつぱいいつばからのSOS
3 平成21年7月、全国生活保護裁判連絡会の方々が沖縄に来られた。沖縄で平成20年6月に出た全国初の生活保護に関する執行停止決定に注目していただいたのである。
4 その際、生活保護に関するシンポジウムを開催した。ちょうどそのころ、那覇市に社会福祉士事務所いつぱいいつばが開設されていた。私は、このシンポジウムの場で、いつぱいいつばの繁澤多美さんと高木博史さんから名刺とチラシをもらい、はじめていつぱいいつばの存在を知った。私は、繁澤さんと高木さんに「何かあつたら連絡してくださいね。」と気軽な気持ちで言った。
5 それから2～3ヶ月して、繁澤さんから電話やメールで何度か連絡があつた。那覇市に住む70歳過ぎのひとり暮らしの女性が、平成20年12月に生活保護を廃止され、その後、平成21年1月と同年6月の2度にわたって生活保護を再申請したが、いずれも却下されている。現在、2度目の申請却下に対して審査請求をしているところだ。と話だつた。
6 ひどい話だ、と思った。70歳過ぎのひとり暮らしの女性が生活保護を切られたらどうなってしまうのか、誰でも簡単に想像がつくことじゃないか、そう思った。私は、審査請求がダメだつた場合には連絡ください、と繁澤さんに言つた。私の脳裏には、「仮の義務付け」という言葉がよぎつていた。しかし、そのとき、私は、生活保護に関する仮の義務付けがそれまで認められたことがない、ということを知らなかつた。
7 その後、繁澤さんからの連絡はしばらくなかつた。何とか解決したのかなと思いつ始めたころ、いつぱいいつばからSOSが届いた。
8 「審査請求の裁決を先延ばしにされて困つている。70歳過ぎの女性の生活も大変な状況になつていてる。」私は、「仮の義務づけ」の申立てをやるしかない、と思った。
9 勝算があつたわけではなかつた。
10 仮の義務付け決定が出るまで
11 時点では、まだ、審査請求の結果は出ていなかつた。
12 平成21年1月2日、那覇地方裁判所本庁に取消・義訴の提起と、仮の義務付け申立てを行つた。その訴訟では、まだ、審査請求の結果は出ていなかつた。



第四二号 二〇一〇年九月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(七五二四一一一四四)



全国初！生活保護に関する仮の義務付け決定を勝ち取る



提起や仮の義務付け申立てが一定の圧力となつて、審査請求が認められるのではないか、と淡い期待を抱いたが、その数日後、審査請求はあつさりと棄却されてしまった。

ともかく、裁判所には、出せる資料は全て出すことにした。また、反論書では、70歳過ぎの女性の窮状を思いつく限りの表現でしたためた。

江綱や出張先の東京などで弁護士に会うと、必ずと言つていいほど、この事件の話をした。みな、異口同音に「ひどい話だ。那覇市は、70歳過ぎの女性に死ねと言つているようなものだ。」と言い、憤慨していた。しかし、同時に、生活保護問題に詳しい弁護士は、異口同音に「仮の義務付けは難しい。今まで生活保護で認められたことがない。」と言つていた。

裁半所は決定をなかなか出さなかつた。慎重になつてゐるのだと思われた。そうやつて決定が出るのを待つて、70歳過ぎの女性の生活状況は困窮を極めていた。いっぽいっぽの繁澤さんと高木さんが社会福祉士として70歳過ぎの女性に寄り添い、懸命に協力・支援していくが、それも限界に近づいていた。

平成21年12月22日の昼過ぎ、私は、きょうは決定が出るまで待ちますと宣言してひとりで座り込みをする、そのような覚悟で那霸地方裁判所本庁の書記官室におもむいた。

すると、私の顔を見るやいなや、担当の主任書記官が「お待たせしてすみませんでした。」と言つて、私に決定書を手渡してきた。私は、決定書の主文をおそるおそる見た。すると、仮の義務づけが認容されていた！！そのとき感じた安堵と喜びは筆舌に尽くしがたい。

決定が出た後私はクリスマスの日に、70歳過ぎの女性と繁澤さんと一緒に那覇市役所へ乗り込んだ。すると、担当者が変わつており、今まで聞いていたのとは180度異なる丁寧な対応がなされた。そして、仮の義務付け決定に基づく生活保護費も速やかに支給された。

一方、那覇市は、仮の義務付け決定に対し、即時抗告申立て満了ぎりぎりの平成22年1月4日になつて即時抗告を申し立ててきた。そして、結局平成22年3月19日、福岡高等裁判所那覇支部において即時抗告が棄却され、那覇市が許可抗告の申立てをしなかつたため、仮の義務付け決定は確定した。

②「本案について理由があるとみなされること」についても、生活保護受給前の年金担保貸付の利用は直にやむをえない状況でなされたと認められ、かつ、70歳過ぎの女性の金銭管理能力には問題があるものの、そのことを含めて那覇市は女性を支援すべきであるのに、そのような支援を尽くしたとはいえないでの、那覇市に裁量権の範囲の逸脱が一応認められる、という内容である。

北九州市違法指導指示事件（八
幡西福祉事務所事件）報告
介護士深澤壽美

れら指導は書面で行う（生活保護法施行規則19条）、不利益処分の前には弁明の機会を保障する（生活保護法62条4項）、変更決定は書面で通知する（生活保護法26条）、を一切遵守しないままに本件世帯を指導指示違反で保護停止とした処分は、国賠法上の違法に当たるから北九州市に慰謝料の支払を認容しつつも、処分後に世帯の父親と母親が福祉事務所を訪問した際、停止処分の事実や理由について「その程度の説明は空

ワーカーの証言態度を見ていていません。実物を見て、1審裁判所は「法令の要求する手続きを履行する姿勢が希薄」だから、たとえ説明していても説明になつてない」と判断し、実物を見ていない裁判所は、「説明を怠つたとは考え難い」と勝手に推測したのだと思ひます。

5 当事者・弁護団とも悩みましたが、上記の点は裁判所の証拠採用の仕方に関わることで看過できないと判断し、最高裁に上訴しました。採証方法を誤り、处分を知つた日の解釈を誤つた、として、最高裁の逆転勝訴判決を得ようと思つて

まとめると、

近くの方々に弁護団に加わっていただいている。

やり過ぎだ、として1審判決を維持しました。が、独立した子ども

判官は、当の C.W の尋問を眼前で経験しました。当該 C.W は、専門家としての知識を欠き、証言態度も不誠実でまともな

易が「初步的なもの」であり、C.W.がその点の説明までをも怠つたことは考え難い」ので、この時から審査請求を60日で申し立てていなければ、取消請求はもう認められない」と判断しました。

1審判決は、福祉事務所・ケースワーカーが「法令の要求する手続きを履践する姿勢が希薄」であるとし、「原告らは、C.W.らから少なくとも、保護が停止されたことは伝えられたことが認められるが、処分の日時、理由等につき具体的な説明を受け、これを理解したものとは認められない」から、「この説明で原告らが「処分がいつ、高裁は「C.W.がその点の説明までをも怠つたことは考え難い」と判断していました。これに

6 後日談ですが、1審・控訴審とも「違法」と判断され「取消」された保護「廃止」処分に関する、保護費を支給してもらおうとしたら、福祉事務所は、全然関係無い保護「停止」処分に関する上告理由書を検討してからでないと事務処理に当たらないと決めた、として、当初、保護費の支給手続きを取ろうとしませんでした。生活困窮者の生活実態を何と考えているのだろう、机の上の話では無いのに、と北九州市の保護行政は、まだまだ魂が入っていないんだな、と暗い気持ちになりました。さすがに「裁判するから」と申しこれたら、検討手続きに入りましたが。弁護団は最後まで手を抜かず、現在上訴理由の補充書作成を検討しているところです。

高森は「Vがその年の明までをも怠つたとは考へ難い」から「二の時までこは几分の序正

今後とも、ご指導ご協力の程、よろしくお願いします。

から「この時点では处分の存在するや内容を了知していたものと認められる」と認定し、審査請求の起算点に関する判断を覆したのです。

A small illustration of a bird perched on a branch above a building.